

# 福岡県太宰府市「歴史と文化の環境税」の新設（更新）について

## 1. 歴史と文化の環境税新設（更新）の理由

太宰府市においては、平成15年に法定外普通税として「歴史と文化の環境税」を創設し、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するため、歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図ってきたところである。

今回、平成27年5月22日をもって課税期間が満了するが、今後も史跡地の維持管理や観光客に対する様々な事業には一定の財源が必要であるため、課税期間を3年間延長するものである。

## 2. 歴史と文化の環境税の概要

課税団体	福岡県太宰府市
税目名	歴史と文化の環境税（法定外普通税）
課税客体	*有料駐車場に駐車する行為
課税標準	有料駐車場に駐車する台数
納税義務者	有料駐車場に駐車する者
税率	二輪車（自転車を除く） 50円 乗車定員10人以下の自動車 100円 乗車定員10人超29人以下の自動車 300円 乗車定員29人超の自動車 500円
徴収方法	特別徴収 （特別徴収義務者…有料駐車場の事業者）
収入見込額	（初年度）24百万円（平年度）62百万円
課税免除等	地方税法に規定する障害者と介護者及び障害者に準ずる者
徴税費用見込額	年間 2,449千円（駐車券作成費用）
課税を行う期間	3年間（平成27年5月23日～平成30年5月22日）

\*有料駐車場

…市内にある有料駐車場のうち、月極駐車場、事業所・店舗等に付随する駐車場、臨時的駐車場を除いたもの。

### 3. 同意要件との関係

歴史と文化の環境税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

(1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

#### ① 課税標準

歴史と文化の環境税の課税標準は「有料駐車場に駐車する台数」である。

駐車する行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」）があるが、これは、資産の譲渡等（事業として対価を得て行われる資産の譲渡、貸付け並びに役務の提供）に対して課されるものである。

これに対して歴史と文化の環境税は、駐車行為に対して課される税であり、課税の趣旨・目的等に照らしても実質的に課税標準が同じであるとは考えられない。従って、歴史と文化の環境税は、消費税等と課税標準を同じくするとはいえない。

#### ② 住民の負担

税率は車種区分毎に50円から500円に過ぎず、過重な負担になるとはいえない。

このことから、歴史と文化の環境税は、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には、該当しないものと考えられる。

(2) 地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること。

歴史と文化の環境税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、地方団体間の物の流通に重大な障害を与えることは認められないと考えられる。

以上により、歴史と文化の環境税は「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しない。

(3) (1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

歴史と文化の環境税が影響を与えるような「国の経済施策」は存在しないことから、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しない。